

「まだ、間に合います。」



稲作経営者の皆様へ

ナラシ対策（収入減少影響緩和交付金）は、米価下落リスクに備え、稲作経営を守るセーフティネットとして、**6月末まで**加入できます。

＜ナラシ対策の特徴＞

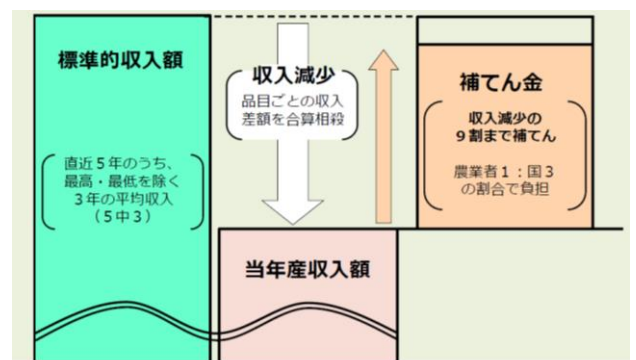
- ・積立金は掛け捨てではありません。
- ・R3年産米の補償に係る「収入保険」の申込期限は過ぎていますが、「ナラシ対策」は6月末まで加入できます。

＜加入できる方＞

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません。）

＜補償の仕組み＞

農業者ごとに、米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。



【補てんのイメージ】

加入をお考えの方は下記にお問い合わせください。

鶴田町農業再生協議会

事務局 鶴田町産業課農業振興班

電話番号 0173-22-2111（内線 292）